

答 申 第 77 号

平成13年10月23日

千葉県知事 堂本 暁子 様

千葉県情報公開審査会

委員長 鶴岡 稔男

異議申立てに対する決定について（答申）

平成10年3月4日付け君土第1号による下記の諮問について、別紙のとおり答申します。

記

平成10年1月7日付けで異議申立人から提起された、「（平成4年度）境界確定立合報告書（平成4年4月8日君土第13号の10、11）」の公文書部分公開決定に係る異議申立てに対する決定について

答 申

1 審査会の結論

実施機関は、本件文書に記録された情報のうち、別表2に掲げるものについては非公開とすることが妥当であるが、その余の部分については公開すべきである。

2 異議申立人の主張要旨

(1) 異議申立ての趣旨

異議申立ての趣旨は、千葉県知事（以下「実施機関」という。）が平成9年12月2日付け君土第1号で行った「境界確定立合報告書（平成4年4月8日付け君土第13号の10、11）」（以下「本件文書」という。）の公文書部分公開決定（以下「本件決定」という。）の取消しを求めるというものである。

(2) 異議申立ての理由

異議申立ての理由を要約すると、次のとおりである。

ア 本件文書には、隣接土地所有者として異議申立人の宅地が記録されているにもかかわらず、立会い及び境界同意を求められなかったことから、異議申立人の氏名が同意書にないことを確認するために公開を求めるものである。

イ 個人のプライバシーを守るよりも私有財産権を守ることのほうが優先されるべきであり本件は私有財産権を侵すものである。

3 実施機関の説明要旨

実施機関の説明は、おおむね次のとおりである。

(1) 異議申立人の主張について

ア 公文書を公開するかどうかについては、本件文書に記録されている情報が、千葉県情報公開条例（平成12年千葉県条例第65号）による廃止前の千葉県公文書公開条例（昭和63年千葉県条例第3号。以下「旧条例」という。）第11条の各号のいずれかに該当するかどうかを検討し、判断すべきものである。

イ 異議申立人の主張は境界立会いの内容等について述べているものに過ぎず、旧条例

第11条のいずれにも該当しないとの主張ではないことから、本件決定を取り消す理由とはならない。

(2) 旧条例第11条第2号該当性について

ア 本件文書に記録されている土地所有者の住所、氏名及び立会いの出欠席並びに境界同意の内容は、個人の財産及びプライバシー等個人に関する情報であって、明らかに特定個人が識別できる情報である。

イ アの情報は、本号ただし書イ、ロ及びハのいずれにも該当しない。

なお、不動産登記簿は何人でも閲覧できるものではあるが、申請に係る土地の登記簿謄本であって、申請者個人が特定されるものである。

4 審査会の判断

当審査会は、異議申立人の主張及び実施機関の説明並びに本件文書を審査した結果、以下のように判断する。

(1) 本件文書について

異議申立ての対象となっている公文書は、平成4年5月19日に実施した道路境界確定に関する文書であり、次の文書から成り立っている。

- ア 境界確定立合報告書
- イ 公図写し・隣接土地所有者一覧
- ウ 隣接する市道の境界確定図
- エ 境界同意書
- オ 境界査定並びに境界確定協議書の交付申請書
- カ 申請地の登記簿謄本
- キ 隣接地の地積測量図及び土地地形図

(2) 本件文書の非公開部分について

本件文書のうち実施機関が非公開とした情報は別表1に掲げた情報であり、実施機関は、そのすべてが旧条例第11条第2号に該当するとしている。

(3) 本件決定に対する審査について

当審査会は、異議申立てに係る本件決定が旧条例第11条各号に規定する非公開条項に照らして妥当かどうかを判断するものであり、境界立会の実施の内容又は異議申立人が公文書の公開を求める理由の如何によって左右されるものではない。

(4) 旧条例第11条第2号該当性について

ア 境界確定立合報告書

申請人の住所（市町村名を除く）及び氏名は、個人に関する情報であって特定個人が識別され、又は識別され得る情報であり、本号本文に該当する。さらに、ただし書イ、ロ及びハのいずれにも該当しないので公開しないことができる情報である。

イ 公図写し・隣接土地所有者一覧

個人である隣接土地所有者の住所（市町村名を除く）及び氏名は直接的に個人を識別できる情報であり、本号本文に該当する。

一般に、土地の地番に係る所有者等の情報は不動産登記法（明治32年法律第24号）第21条の規定により何人でも閲覧できる情報ではあるが、本件の場合、境界確定協議に係る立会人であるという情報であり、ただし書イに該当しない情報であると判断する。

また、ただし書ロ及びハに該当せず、公開しないことができる情報である。立会の出欠に係る情報は、法人の出欠に係る情報を除き、個人に関する情報であり、ただし書のいずれにも該当しない情報であるので、公開しないことができる情報である。

作成者である土地家屋調査士の職印の印影は、事業を営む個人に関する情報であり本号には該当しない情報である。

ウ 境界同意書

(ア) 個人の境界同意書

同意者の住所（市町村名を除く）、氏名、印影、国有地の字番地先、隣接地の字番地及び地目は、個人に関する情報であって特定個人が識別され、又は識別され得る情報であるので、本号本文に該当する。

さらに、ただし書のいずれにも該当しない情報であり、公開しないことができる情報である。

(イ) 法人の境界同意書

氏名については、本号本文に該当し、ただし書のいずれにも該当しない情報であるので、公開しないことができる情報である。

印影については個人のものではなく本号に該当しない情報である。

また、国有地の字番地先及び地目は、法人の所有する土地を特定させる情報であり、個人に関する情報とは認められないので本号には該当しない。

エ 境界査定並びに境界確定協議書の交付申請書

申請者の住所（市町村名を除く）、氏名、印影、国有地の字番地先、隣接地の字番地及び地目は、個人に関する情報であって特定個人が識別され、又は識別され得る情報であるので、本号本文に該当する。

さらに、ただし書のいずれにも該当しない情報であり、公開しないことができる情報である。

オ 申請地の登記簿謄本

不動産登記簿に係る情報は、不動産登記法第21条の規定により手数料を納めたものは何人でも入手できる情報ではあるが、本件の場合、申請地に係る登記簿謄本が添付されていることが、境界査定並びに境界確定協議書の交付申請を特定個人が行っているという情報を明らかにするものであり、本号本文に該当し、ただし書のいずれにも該当しない情報であると認められるので、公開しないことができる情報である。

(5) 旧条例第11条第3号該当性について

実施機関は、特に主張をしていないが、当審査会が旧条例第11条第2号に該当しないとした情報の中には、本号該当性を検討する必要のあるものが認められる。

ア 公図写し・隣接土地所有者一覧

作成者の土地家屋調査士の職印は、土地家屋調査士法施行規則（昭和54年法務省令第53号）第8条の規定により、土地家屋調査士が書類を依頼者に交付し、又は官庁に提出する場合に押さなくてはならないとされているところ、この印影は事業を営む個人が自ら管理すべき内部管理に属する情報であり、事業活動に関係なく一般に公開されることとなれば、当該事業を営む個人の事業運営上の地位に不利益を与えると認められる。

したがって、作成者の土地家屋調査士の職印は本号本文に該当する。

また、ただし書イ、ロ及びハのいずれにも該当しない情報であり、公開しないことができる情報であると判断する。

イ 法人の境界同意書

境界同意書における法人の印影は、アと同様、法人が自ら管理すべき内部管理に属する情報であり、法人の事業活動に関係なく一般に公開されることとなれば、当該法人の事業運営上の地位に不利益を与えると認められる。

したがって、境界同意書における法人の印影は、本号本文に該当する。また、ただ

し書イ、ロ及びハのいずれにも該当しない情報であり公開しないことができる情報であると判断する。

(6) 結論

実施機関は、本件文書に記録された情報のうち、別表2に掲げるものについて非公開とすることが妥当であるが、その余の部分については公開すべきである。

5 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、別紙のとおりである。

別表1

実施機関が非公開とした部分

| 番号 | 文書名 | 非公開部分 |
|----|----------------------|--|
| ① | 境界確定立合報告書 | 申請人の住所(市町村名を除く)、氏名 |
| ② | 公図写し・隣接土地所有者一覧 | 個人である隣接土地所有者の住所(市町村名を除く)、氏名、立会いの出欠席の別、土地家屋調査士の印影 |
| ③ | 境界同意書 | 同意者の住所(市町村名を除く)、氏名、印影、国有地の字番地先、隣接土地の字番地とその地目 |
| ④ | 境界査定並びに境界確定協議書の交付申請書 | 申請人の住所(市町村名を除く)、氏名、印影、国有地の字番地先、隣接土地の字番地とその地目 |
| ⑤ | 申請地の登記簿謄本 | 全部 |

別表2

公開しないことができる情報

| 番号 | 文書名 | 公開しないことができる部分 |
|----|----------------------|--|
| ① | 境界確定立合報告書 | 申請人の住所(市町村名を除く)、氏名 |
| ② | 公図写し・隣接土地所有者一覧 | 個人である隣接土地所有者の住所(市町村名を除く)、氏名、立会いの出欠席の別(個人に限る)、土地家屋調査士の印影 |
| ③ | 境界同意書 | (個人の同意書) 同意者の住所(市町村名を除く)、氏名、印影、国有地の字番地先及び隣接土地の字番地とその地目 (法人の同意書) 同意者の氏名、印影 |
| ④ | 境界査定並びに境界確定協議書の交付申請書 | 申請人の住所(市町村名を除く)、氏名、印影、国有地の字番地先、隣接土地の字番地とその地目 |
| ⑤ | 申請地の登記簿謄本 | 全部 |

別紙

審査会の処理経過

| 年月日 | 処理内容 |
|-----------|---------------|
| 10. 3. 4 | 諮問書の受理 |
| 10. 4. 28 | 実施機関の理由説明書の受理 |
| 10. 6. 9 | 異議申立人の意見書の受理 |
| 10. 9. 30 | 審議（第89回審査会） |
| 13. 7. 25 | 審議（第125回審査会） |

(参考)

千葉県情報公開審査会委員

| 氏名 | 職業等 | 備考 |
|-------|---------------|-----|
| 岩間 昭道 | 千葉大学教授 | |
| 岡部 文彦 | 弁護士 | |
| 鶴岡 稔男 | 千葉家庭裁判所家事調停委員 | 委員長 |
| 藤井 俊夫 | 千葉大学教授 | |

(五十音順：平成13年7月25日現在)